

取扱通知による報酬給与額の取扱い

「取扱通知の番号」欄の区分及び見出しは、大分県で追加したものです。

取扱通知の番号	報酬給与額に含まれるもの	報酬給与額に含まれないもの
付 加 価 値 額 総 論	4の1の2 【付加価値額総論】	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、法人が支払う給与のうち当該事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるもの ・棚卸資産・有価証券・固定資産・繰延資産（社債発行差金を除く。）に係るものについては、当該事業年度において法人が支払う給与（法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。）
	4の1の3 【消費税等】	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 (例)派遣契約料に消費税等が含まれている場合の派遣先法人の報酬給与額 (派遣契約料 - 当該消費税等相当額) × 75%
	4の1の4 【組合】	<ul style="list-style-type: none"> ・組合（共同企業体（JV）を含む。）については、その分配割合に基づいて各組合員に分配したもの
4の2の1 【報酬給与額とは】	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価として支払われるもの (定期・定額で支給されるものと不定期・業績比例で支給されるものとを問わず、また、給料・手当・賞与等の名称を問わない。) 	
4の2の2 【役員又は使用人】	<ul style="list-style-type: none"> ・役員又は使用人は、非常勤役員・契約社員・パートタイマー・アルバイト・臨時雇い等の名称を問わない。 	
4の2の3 【所得税の取扱い】	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされるもの ・所得税において給与所得又は退職所得とされるもの以外であっても、死亡した者に係る給料・退職金等で遺族に支払われるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、所得税において事業所得・一時所得・雑所得・非課税所得とされるもの
4の2の4 【外国に勤務する者】	<ul style="list-style-type: none"> ・内国法人が外国において勤務する役員又は使用人（所得税法上の非居住者を含む。）に対して支払う給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・内国法人が外国において勤務する役員又は使用人（所得税法上の非居住者を含む。）に対して支払う手当等のうち、実費弁償の性格を有するもの
4の2の5 【請負契約】	<ul style="list-style-type: none"> ・名目上請負契約とされている場合でも、仕事を請け負った法人の使用人が注文者である法人の事務所等において役務の提供をしており、その状況が当該使用人と注文者である法人との間の雇用関係又はこれに準ずる関係であると認められるときは、当該使用人に対する労務の提供の対価に相当する金額は、注文者である法人の報酬給与額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・請負契約に係る代金 (仕事の完成への対価であるため。)
4の2の6 【金銭以外の経済的利益】	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が役員又は使用人のために給付する金銭以外の物又は権利その他経済的利益 (所得税において給与所得又は退職所得として課税され、かつ、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるストック・オプション (法人税法上、資本等取引とされ損益計算の対象とされていないため。) ・法人が賃借している土地又は家屋を当該法人の役員又は使用人に社宅等として賃貸している場合の賃借料 (支払賃借料又は受取賃借料とされるため。)

取扱通知の番号	報酬給与額に含まれるもの	報酬給与額に含まれないもの
<p>4の2の7 【生命保険料等】</p>	<p>・法人が自己を契約者とし役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする以下の保険等に加入して支払う保険料のうち、所得税において給与所得又は退職所得として課税されるもの</p> <p>(1)養老保険 （被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含む。）</p> <p>(2)定期保険 （一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含む。）</p> <p>(3)定期付養老保険 （養老保険に定期保険を付したものをいう。）</p>	
<p>4の2の8 【通勤手当等】</p>		<p>・通勤手当及び在勤手当のうち、所得税において非課税とされる額に相当する金額</p>
<p>掛金等</p> <p>4の2の9 【掛金等の種類】</p>	<p>・法人が役員又は使用人のために支出する以下の掛金等</p> <p>(1)独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づいてその被共済者のために支出する掛金 （特定退職金共済団体の要件に反して支出する掛金を除き、中小企業退職金共済法第53条（従前の積立事業についての取扱い）の規定により独立行政法人退職金共済機構に納付する金額を含む。）</p> <p>(2)確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて加入者のために支出する掛金等 （当該掛金等の中に加入者が負担する掛金が含まれている場合には当該加入者が負担する掛金相当額を除き、積立不足に伴い拠出する掛金、実施事業所の増減に伴い拠出する掛金、確定給付企業年金の終了に伴い一括して拠出する掛金、資産の移管に伴い一括して拠出する掛金及び積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合に拠出する掛金を含む。）</p> <p>(3)確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出する同法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金 （同法第54条第1項の規定により移換する確定拠出年金法施行令第22条第1項第5号に掲げる資産を含む。）</p> <p>(4)勤労者財産形成促進法に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づいて信託の受益者等のために支出する同法第6条の2第1項第1号に規定する信託金等</p> <p>(5)勤労者財産形成促進法に規定する勤労者財産形成基金契約に基づいて、信託の受益者等のために支出する信託金等及び同法第6条の3第3項第2号に規定する勤労者について支出する同項第1号に規定する預入金等の払込みに充てるために同法第7条の20の規定により支出する金銭</p> <p>(6)厚生年金保険法の規定により厚生年金基金の事業主として負担する掛金等（いわゆる厚生年金代行部分を除く。）</p> <p>(7)法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約に基づいて支出する掛金等 （当該掛金等の中に受益者等が負担する掛金等が含まれている場合における当該受益者等が負担する掛金等相当額を除き、また、適格退職年金契約の要件に反して支出する掛金等を除く。）</p>	

取扱通知の番号		報酬給与額に含まれるもの	報酬給与額に含まれないもの
掛金等	4の2の10 【要件に反する掛金等】	・ 特定退職金共済団体の要件に反して支出する掛金又は適格退職年金契約の要件に反して支出する掛金等 (法第72条の15第1項第2号の掛金等には該当しないが、所得税においてその拠出段階で給与所得又は退職所得として課税されることから、拠出する事業年度の報酬給与額となる。)	
	4の2の11 【掛金等とならないもの】		・ 法人が役員又は使用人のために支出する以下の掛金等 (1)厚生年金基金制度への移行に伴う積立金の移管に係る金額 (2)確定給付企業年金制度への移行に伴う積立金の移管に係る金額 (3)転籍等に伴う適格退職年金制度間の積立金の移管に係る金額 (4)特定退職金共済制度への移行に伴う積立金の移管に係る金額 (5)運用機関間の積立金の移管に係る金額 (6)企業型確定拠出年金への移行に伴う積立金の移管に係る金額 (7)(6)の場合において、いったん返還された金額のうち適格退職年金に係る過去勤務債務等の現在額に充てる額
	4の2の12 【事務費掛金等】		・ 年金給付及び一時金等の給付に充てるため以外の目的で支出する事務費掛金等
	4の2の13 【退職給付信託】	・ 退職給付信託を設定して当該信託財産より拠出した確定給付企業年金契約の掛金等	
出向・労働者派遣	4の2の14 【出向者の取扱い(原則)】	・ 出向者の給与(退職給与その他これに類するものを除く。)については、当該給与の実質的負担者の報酬給与額とする。 ・ 出向者の退職給与その他これに類するものについては、当該退職給与その他これに類するものの形式的支払者の報酬給与額とする。	
	(1) 【給与負担金】	・ 出向者に対する給与を出向元法人が支給することとしているため、出向先法人が、出向元法人に対して支払った給与負担金(経営指導料等の名義で支出する金額を含む。)	・ 出向者に対する給与を出向元法人が支給することとしているため、出向元法人が、出向先法人から支払を受けた給与負担金に相当する金額(経営指導料等の名義で支出された金額を含む。)
	(2) 【給与較差補てん金】	・ 出向元法人が、出向先法人との給与条件の較差を補てんするため出向者に対して支給した給与(出向先法人を経て支給した金額を含む。) (例)出向先法人が経営不振等で出向者に賞与を支給することができないため出向元法人が当該出向者に対して支給する賞与の額	
	(3) 【退職給与等】	・ 出向元法人が確定給付企業年金契約等を締結している場合において、出向先法人が、あらかじめ定められた負担区分に基づき出向元法人に対して支出した出向者に係る掛金・保険料等(過去勤務債務等に係る掛金・保険料等を含む。)	・ 出向先法人が、出向元法人に対して、出向者に支給すべき退職給与その他これに類するものの額に充てるため、あらかじめ定められた負担区分に基づき、当該出向者の出向期間に対応する退職給与の額として合理的に計算された金額を定期的に支出している場合には、その支出する金額

取扱通知の番号		報酬給与額に含まれるもの	報酬給与額に含まれないもの
出向・労働者派遣	4の2の15 【労働者派遣】	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づき労働者派遣を受けた法人が、派遣元法人に支払った派遣契約料の75%に相当する金額 (上記「派遣契約料」には、当該派遣労働者に係る旅費等も含まれる。) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づき労働者派遣をした法人が、派遣先法人から支払われる派遣契約料の75% (派遣労働者に支払う給与等の額を限度とする。) に相当する金額 (ただし、上記「派遣労働者に支払う給与等の額」には、派遣労働者が派遣元法人の業務にも従事している場合に当該派遣元法人の業務に係るものとして支払われるものは含まれない。)
	4の2の16 【組合への出向】	<ul style="list-style-type: none"> 組合(共同企業体(JV)を含む。)の組合員が、自社の社員を当該組合に出向させ、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき自社から給与を一括して当該職員に支払っている場合についても、その分配割合に基づいて各組合員に分配したもの (ただし、組合員から組合に社員を出向させる際の給与に関する協定が締結されている場合において、各組合員が給与として当該職員に実際に支払った額と給与協定に基づき定められた額に差額が生じる場合には、各組合員の報酬給与額にその差額分を加減算する。) 	